

（仮称）西海江島洋上風力発電事業

環境影響評価方法書についての

意見の概要と事業者の見解

平成 30 年 11 月

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社

目 次

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	1
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催	3
(1) 公告の日及び公告方法	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握	3
(1) 意見書の提出期間	3
(2) 意見書の提出方法	3
(3) 意見書の提出状況	3
第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する当社の見解	4

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第 7 条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して 1 月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

平成 30 年 9 月 4 日（火）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告

平成 30 年 9 月 4 日（火）付けの以下の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。

[別紙 1 参照]

- ・長崎新聞
- ・西日本新聞（長崎版）
- ・西日本新聞（佐世保版）

② 地方公共団体の公報、広報誌によるお知らせ

以下の広報誌に「お知らせ」を掲載した。

[別紙 2 参照]

- ・広報さいかい 9 月号（No.161）P 21

③ インターネットによるお知らせ

以下のホームページに「お知らせ」を掲載した。

[別紙 3 参照]

- ・当社ホームページ

(3) 縦覧場所

自治体庁舎 9 か所及びインターネットの利用による縦覧を実施した。

① 自治体庁舎

- | | |
|---------------|-----------------------------|
| ・長崎県庁県政情報コーナー | （長崎県長崎市尾上町 3-1） |
| ・西海市役所本庁 | （長崎県西海市大瀬戸町瀬戸檜浦郷 2222 番地） |
| ・西彼総合支所 | （長崎県西海市西彼町喰場郷 1686 番地 3） |
| ・西海総合支所 | （長崎県西海市木場郷 2235 番地） |
| ・大島総合支所 | （長崎県西海市大島町 1894 番地 5） |
| ・崎戸総合支所 | （長崎県西海市崎戸町蠣浦郷 1645 番地 1） |
| ・江島出張所 | （長崎県西海市崎戸町江島 1475） |
| ・平島出張所 | （長崎県西海市崎戸町平島 830） |
| ・松島出張所 | （長崎県西海市大瀬戸町松島内郷 1384 番地 11） |

② インターネットの利用

[別紙 3 参照]

当社ホームページに方法書の内容を掲載した。

<https://www.jre.co.jp/news/>

(4) 縦覧期間

平成 30 年 9 月 4 日（火）から平成 30 年 10 月 4 日（木）までとした。

自治体庁舎は土・日曜日、祝日を除く開庁時とし、インターネットは縦覧期間中常時アクセス可能とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（意見書箱への投函者数）は 5 名であった。

（内訳）長崎県町県政情報コーナー	1 名
西海市役所本庁	1 名
西彼総合支所	0 名
西海総合支所	0 名
大島総合支所	0 名
崎戸総合支所	1 名
江島出張所	0 名
平島出張所	1 名
松島出張所	1 名

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

[別紙1 参照]

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・開催日時：平成 30 年 9 月 25 日（火）9 時 30 分から 10 時 30 分まで
- ・開催場所：江島公民館（長崎県西海市崎戸町江島 1475）
- ・来場者数： 11 名

- ・開催日時：平成 30 年 9 月 25 日（火）13 時 00 分から 14 時 00 分まで
- ・開催場所：平島公民館（長崎県西海市崎戸町平島 830-1）
- ・来場者数： 14 名

- ・開催日時：平成 30 年 9 月 26 日（水）10 時 00 分から 11 時 00 分まで
- ・開催場所：崎戸中央公民館（長崎県西海市崎戸町蠣浦郷 1645）
- ・来場者数： 17 名

- ・開催日時：平成 30 年 9 月 26 日（水）13 時 00 分から 14 時 00 分まで
- ・開催場所：大瀬戸コミュニティセンター（長崎県西海市大瀬戸町瀬戸極浦郷 2222）
- ・来場者数： 33 名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

[別紙4～5 参照]

(1) 意見書の提出期間

平成 30 年 9 月 4 日（火）から平成 30 年 10 月 26 日（金）までの間
（当初、縦覧期間及びその後 2 週間（18 日（木まで））としていたが、10 月 5 日（金）～10 月 12 日（金）までの間、意見書箱が設置されておりましたので、10 月 26 日（金）まで延長しました。郵便受付は当日消印有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

- ① 縦覧場所及び説明会会場に備え付けた意見書箱への投函
- ② 当社への郵送による書面の提出

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は 5 通、意見総数は 35 件であった。

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づき、環境影響評価方法書について、環境の保全の見地から提出された意見は34件であった。

環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

1. 全般的事項

No.	意見の概要	事業者の見解
1	評価書までの手順としての昨年の配慮書から今回の方法書の閲覧。そして9月25日(火)の平島住民説明会、説明会での意見交換、その説明会では今の段階では事業の実施は未定である。その前提での調査実施は合法であるとのこと、事業実施段階では住民合意が必要であろうとの答えでありました。説明会での意見交換は、今の場合の会議目的に合致せぬ事があつたろうと思いますが、今後、実施確定での場合、今回の会議の記録と意義を十分に生かしていただきますようお願いいたします。	2018年9月25日に実施した方法書住民説明会において皆様からいただいたご意見は記録しておりますので、今後の検討に生かしてまいります。
2	風車の設置方式における着床式洋上風力の基礎について、2018年4月時点ではモノパイル式かジャケット式が想定されていましたが、重力式が加わっている理由を明らかにしていただきたいと思えます。	方法書届出前に、施工会社との協議を実施したところ、当該海域のような地形・地盤の場合でも技術革新に伴い重力式基礎適用の可能性があることが判明したことから、基礎形式の候補として重力式を追加しました。
3	海上交通の状況として、入港船舶状況について、対象事業実施区域及びその周囲においては、国土交通省の港湾調査は行われていないとありますが、今後も行なわれないのでしょうか。	調査の対象は、港湾法(昭和25年法律第218号)に基づく国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾及び地方港湾の中から、港湾調査規則(昭和26年運輸省令第13号)において甲種港湾又は乙種港湾に規定する港湾であり、江島は対象となっておりません。なお、調査対象港湾については、直近5年または3年の入港船舶数や取扱貨物量により概ね5年に一度見直しを行っているとのことです。
4	対象事業実施区域及びその周囲には、本土と島嶼を結ぶ定期航路が開通され定期船が経由していますが、風車の配置は考慮されるのでしょうか。航路が変更されることはあるのでしょうか。	弊社としては原則として定期船の航路が変わらないよう航路を避けて風車配置の検討を行っており、定期船の運行会社と協議中です。
5	漁業関係者に十分な説明が行われないままボーリング調査が行われた経緯がありますが、これからの調査や実証実験などの段階において丁寧な説明を不可欠と思いますが、いかがお考えでしょうか。	2018年8月に実施したボーリング調査の際、地区および漁業関係者様への事前説明は代表者(区長、漁協支部理事)の方を対象としたため、説明が不十分とのご意見をいただきましたので、ボーリング調査開始後ではありましたが、漁業者を含む住民の皆様を対象とした説明会を実施しました。 その後の環境影響調査、海象観測調査の実施にあたっては漁業者の皆様を含めた住民の皆様への説明を行っております。今後も各段階において丁寧な説明を行う予定です。

No.	意見の概要	事業者の見解
6	同じ海域での海洋再生可能エネルギー実証フィールドの提案に伴う海域利用同意書が漁業組合と交わされていますが、本事業における同意書の手続きについてお聞かせください。	本件は現状では事業化が決まったものではなく、事業化可否に向けた各種調査・検討を進めている段階であるため、地元関係者様との事業同意にかかる具体的な協議は未実施です。 また、事業化判断においては平成 30 年 11 月 6 日に閣議決定された「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律案」が成立後、国が定める手続きに基づき公募が行われ選定された事業者が海域を長期占有する権利を得るものと認識しており、本法案の成立・ルール整備・公募対象の海域指定・公募開始・事業者としての認定といった要件も地元との同意の手続きに影響を与えるものと認識しております。 また、西海市様が資源エネルギー庁様の委託を受け手「風力発電地域協議会事業」を実施しており、本事業海域における地元関係者様を中心に洋上風力事業を仮に本海域に導入する場合の考え方の整理等を行っておりますので、本協議会の協議内容も踏まえて同意の手続き等について検討していくものと想定しています。
7	この意見書提出締切り日 10 月 17 日が必要な投函箱が設置されていなかったことから、10 月 26 日に延長されておりますが、既に「海像観測調査」を 10 月 13 日から行なう旨のお知らせがされておりますが、環境影響評価方法書に対する意見を踏まえることがないままなのか、また、貴社と江島漁業権管理委員会の連名でのお知らせになっていることについてお聞かせください。	海象観測調査については、環境影響評価手続きに係る現地環境調査とは別の調査であり、当該海域の波浪及び潮流の状況を把握するための調査です。本調査結果は漁業者様に活用いただくことも目的としております。 調査地点及び調査時期については、漁業者様と協議の上決定しております。このような背景があることから、調査のお知らせは弊社と江島漁業権管理委員会との連名としております。

2. 動物・植物・生態系

No.	意見の概要	事業者の見解
1	■ コウモリ類について コウモリは夜間にたくさんの昆虫を捕食するので、生態系の中で重要な役割を持つ動物である。また害虫を食べるので、人間にとって、非常に役立つ益獣である。風力発電施設では、バットストライクが多数生じている。コウモリ類の出産は年1～2頭程度と、繁殖力が極めて低いため、死亡率のわずかな増加が、地域個体群へ重大な影響を与えるのは明らかである。国内では今後さらに風車が建設される予定であり、コウモリ類について累積的な影響が強く懸念される。これ以上風車で益獣のコウモリを殺さないでほしい。	国内においてコウモリ類の風力発電施設への衝突実態は不明な点が多く、環境保全措置についても検討され始めた段階であり、その手法は確立されていません。今後も最新の知見の収集に努め、専門家の助言や指導を得て、環境保全措置を検討します。
2	■ コウモリ類について 事業者は重要種以外のコウモリについて影響予測や保全をしないようだが、「重要種以外のコウモリは死んでも構わない」と思っているのか？日本の法律ではコウモリを殺すことは禁じられているはずだが、本事業者は「重要種以外のコウモリ」について、保全措置をとらずに殺すつもりか？	現地調査を実施し、コウモリ類の生息状況について把握します。その結果を踏まえて、適切に環境影響を予測及び評価します。その過程では、重要種に限らずコウモリ類に効果のある環境保全措置についても併せて検討します。
3	■ バットストライクの予測は定量的に行うこと 事業者が行う「コウモリ類定点観測調査（自動録音バットディテクターによる調査）」は定量調査であり、予測手法（解析ソフト）もすでに実在する（例えば「WINDBAD」 http://www.windbat.techfak.fau.de/index.shtml など）。また鳥類の予測手法も応用可能だ。よって、バットストライクの予測を「定量的」に行い、客観的数値で示すこと。	現時点では、国内では定量的にコウモリ類の年間予測衝突数を算出するために標準化された方法は公表されていないものと考えております。ご教示頂いた解析ソフトも含め、国内のみならず、海外においても最新の科学的知見の収集に努めてまいります。

No.	意見の概要	事業者の見解
4	■「バットストライクに係る予測手法」について 経済産業大臣に技術的な助言を求めること 「既に得られている最新の科学的知見」によれば、バットストライクに係る調査・予測手法は欧米では確立されている技術である。しかしながら日本国内では、ブレード回転範囲におけるコウモリ類の調査が各地で行われながらも、「当該項目について合理的なアドバイスを行えるコウモリ類の専門家」の絶対数は少なく、適切な調査・予測及び評価を行えない事業者が散見される。事業者がヒアリングした P277 コウモリ類の専門家（大学教授）について、仮に「地域のコウモリ相について精通」していたとしても、「バットストライクの予測」に関しては、必ずしも適切なアドバイスができるとは限らない。よって事業者は、環境影響評価法第十一条第 2 項に従い、経済産業大臣に対し、「バットストライクに係る予測手法」について「技術的な助言を記載した書面」の交付を求めること。	環境影響評価方法書に示した調査、予測及び評価の手法は発電所アセス省令に示される選定の指針等に基づき検討し、コウモリ類の専門家の意見を踏まえ決定しています。 これらについては、今後、審査過程で技術的な助言等を受けることとなり、その結果に基づき経済産業大臣勧告が発出されます。その勧告の内容を踏まえて、以降の調査、予測及び評価における対応を検討しますが、その際、必要であると認める場合には、環境影響評価法第 11 条第 2 項に従い、経済産業大臣に技術的な助言を求めます。
5	■コウモリの音声解析について コウモリの周波数解析（ソナグラム）による種の同定は、国内ではできる種とできない種がある。図鑑などの文献にあるソナグラムはあくまで参考例であり、実際は地理的変異や個体差、ドップラー効果など声の変化する要因が多数あるため、専門家でも音声による種の同定は慎重に行う。仮に種の同定を誤れば、当然ながら誤った予測評価につながるだろう。よって、無理に種名を確定しないで、グループ（ソナグラムの型）に分けて利用頻度や活動時間を調査するべきである。	コウモリの周波数解析（ソナグラム）による種の同定については、無理に種名を確定しないで、周波数帯などのグループに分類し、利用頻度や活動時間などについての調査結果をとりまとめます。
6	■「回避」と「低減」の言葉の定義について 事業者とその委託先のコンサルタントに再度指摘しておく。事業者らは「影響の回避」と「低減」の言葉の定義を本当に理解しているだろうか。 事業者らはコウモリ類への保全措置として「ライトアップをしない」ことを掲げるはずだが、「ライトアップをしない」ことは影響の『回避』措置であり、『低減』措置ではない。「ライトアップしないこと」により「ある程度のバットストライクが『低減』された事例」は、これまでのところ一切報告がない。	「回避」及び「低減」については、「環境アセスメント技術ガイド 生物の多様性・自然との触れ合い」（一般社団法人 日本環境アセスメント協会、平成 29 年）に記載されている以下の内容が相当すると認識しております。 回避：行為（環境影響要因となる事業における行為）の全体又は一部を実行しないことによって影響を回避する（発生させない）こと。重大な影響が予測される環境要素から影響要因を遠ざけることによって影響を発生させないことも回避といえる。 低減：何らかの手段で影響要因又は影響の発現を最小限に抑えること、又は、発現した影響を何らかの手段で修復する措置。 今後も最新の知見の収集に努め、専門家の助言や指導を得て、環境保全措置を検討します。
7	■回避措置（ライトアップの不使用）について ライトアップをしていなくてもバットストライクは発生している。 これについて事業者は「ライトアップをしないことにより影響はある程度低減できると思う」などと主張すると思うが、「ある程度は低減できると思う」という主張は事業者の主観に過ぎない。	今後も最新の知見の収集に努め、専門家の助言や指導を得て、環境保全措置を検討します。

No.	意見の概要	事業者の見解
8	■バットディテクターによる調査について 準備書には、事業者が使用するバットディテクターの探知距離とマイクの設置方向（上向きか下向きか）を記載すること。 なお「仕様を書いていない（ので分からない）」などと回答をする事業者がいたが、バットディテクターの探知距離は影響予測をする上で重要である。わからなければ自分でテストして調べること。	バットディテクターの探知距離とマイクの設置方向を確認し、環境影響評価準備書に記載します。
9	■バットディテクターによる調査地点について P301 バットディテクターによる調査地点が陸上（1か所）のみであるが、バットディテクターの探知距離は短く（バットディテクターの機種によるが、50kHz帯で20m程度、20kHz帯で100m程度）、調査地点から洋上（風力発電機設置位置）のクモリの音声はほとんどモニタリングできない。よって、洋上（風力発電機設置位置）において、日没前から日の出まで自動録音調査するべきであろう。例えば、P309「海棲哺乳類の水中音響装置（A-tag）」の「定点型」は、ブイにつなげるはずだ。このブイに自動録音バットディテクターを設置できないのか。	海上ブイにおける調査機器の設置について、海棲哺乳類の水中音響装置（A-tag）の定点型で使用するゼニライトブイは県への海域占有許可申請により設置が認められています。また海上保安部の指導により海上を航行する船舶の安全面も考慮した形状であり、その機能が維持されなければ設置は認められません。さらに、江島海域は年間を通して、海象条件が厳しいこと、機器の固定及び管理方法について課題があることから、ブイへの設置は行わず、江島島内の風況観測塔において自動録音装置を用いて観測を行うことで、飛翔状況を把握することにしました。
10	■バットディテクターによる調査時間について バットディテクターによる調査時間の記載がない。日没1時間前から、日の出1時間後まで録音すること。	バットディテクターによる調査はご意見のとおり日没1時間前から、日の出1時間後を網羅する時間帯に実施する計画です。
11	■コウモリ類の保全措置について 事業者は目先の利益を優先し、自分たちの子孫につながるべき生物多様性をとりあげてはいけない。『事後調査でコウモリの死骸を確認したら保全措置を検討する』などという悪質な事業者がいたが、コウモリの繁殖力は極めて低いので、一時的な殺戮が地域個体群へ与える影響は大きい。 コウモリの活動期間中に『カットイン風速を少しあげれば』、バットストライクの発生を低減できることはこれまでの研究でわかっている。『ライトアップをしないこと』はバットストライクを『低減する効果』は確認されていない。さらに『事後調査』は『環境保全措置』ではない。 『影響があることを予測』しながら『適切な保全措置』をとらないのは、「発電所アセス省令」に違反する。	今後も最新の知見の収集に努め、専門家の助言や指導を得て、環境保全措置を検討します。
12	■コウモリ類の保全措置を先延ばしにするな 「国内におけるコウモリの保全事例が少ないので保全措置は実施しない（大量に殺した後に検討する）」といった回答をする事業者がいたが、そもそも「影響があることを知りながら適切な保全措置をとらない」のは、未必の故意、つまり「故意にコウモリを殺すこと」に等しい。	
13	■事後調査など信用できない コウモリは小さいので、海に落ちた死骸はすぐに消失する。「漂着死骸調査」など信用に値しない。最新の科学的知見に従い、コウモリの保全措置を安全側で実施し、「その上で」科学的かつ透明性の高い事後調査を実施すること。	今後、現地調査結果を踏まえ、予測評価を行い、必要と判断された場合には事後調査を実施することになります。事後調査を実施する必要がある場合には、専門家の助言や指導を得て、事後調査の手法等について検討します。

No.	意見の概要	事業者の見解
14	■ 事後調査でサーモグラフィーカメラによる調査を行うこと コウモリは小さいので、海に落ちた死骸はすぐに消失する。よって、コウモリ類の事後調査は、ナセル高における自動録音バットディテクター調査に加えて、サーモグラフィーカメラを使用した調査を行うこと。	今後、現地調査結果を踏まえ、予測評価を行い、必要と判断された場合には事後調査を実施することになります。事後調査を実施する必要がある場合には、専門家の助言や指導を得て、事後調査の手法等について検討します。
15	■ 意見は要約しないこと 意見書の内容は、貴社側の判断で要約しないこと。要約することで貴社の作為が入る恐れがある。事業者見解には、意見書を全文公開すること。	ご意見については、要約せず全文を公開します。
16	本方法書においてもコウモリ類の専門家に意見を聞き、手法を検討したことは評価される。	以降も引き続きコウモリ類の専門家にご意見をお伺いしつつ、現地調査を実施し、予測評価を行うこととしております。
17	P277 においてコウモリ類の専門家は「可能であれば、江島の西側に位置する平島でも同様の高高度調査を実施し、五島からの往来などを把握することが望ましい」と指摘しており、事業者は対応において「調査、予測及び評価手法等は左記の内容を踏まえ実施することとした」と述べている。しかし P269 において「コウモリ類定点観測調査：西海市江島遠海岳付近」の 1 地点のみの実施である。事業者は何を踏まえたのか。不適切な対応ではないのか。平島では調査を行わない理由を述べよ。	方法書作成時においては、平島に風況観測塔は設置されていませんでしたが、2018 年 10 月に設置を予定しており、風況観測塔の設置後に高高度調査を実施する準備を進めています。
18	P277 においてコウモリ類の専門家は「江島やその周辺の島嶼には、海蝕洞や岩盤の亀裂の多い場所も見られるようであることから、船舶による任意調査（バットディテクターによる調査）を行い、出入りの確認に努めてほしい」と指摘しており、事業者は対応において「調査、予測及び評価手法等は左記の内容を踏まえ実施することとした」と述べている。しかし P269 においてコウモリ類の調査は「コウモリ類定点観測調査：西海市江島遠見岳付近」のみである。事業者は何を踏まえたのか。前述の対応と合わせて、極めて不適切な対応ではないのか。任意調査（船舶任意調査）を行わない理由を述べよ。	夜間航行による現地調査となるため、航行の安全を検討し、任意調査を実施する準備を進めています。
19	コウモリ類の捕獲調査を実施しない理由を述べること。	風況観測塔における高高度調査により、周波数解析（ソナグラム）を行うことで、周波数帯などのグループに分類し、利用頻度や活動時間などについての調査結果を整理することから、現段階では捕獲調査を実施いたしません。
20	海棲哺乳類や鳥類では実施する船舶ライン調査をコウモリ類では実施しない理由を述べること。	コウモリ類を対象とした場合、船舶トランセクト調査は長時間の夜間航行となり、安全性の確保が難しいと判断しています。より短時間で実施できる任意調査を実施する方針で検討しています。
21	海上ブイを使用して、コウモリ類の音声調査を実施しない理由を述べること。	海上ブイにおける調査機器の設置について、海棲哺乳類の水中音響装置（A-tag）の定点型で使用するゼニライトブイは県への海域占有許可申請により設置が認められています。また海上保安部の指導により海上を航行する船舶の安全面も考慮した形状であり、その機能が維持されなければ設置は認められません。さらに、江島海域は年間を通して、海象条件が厳しいこと、機器の固定及び管理方法について課題があることから、ブイへの設置は行わず、江島島内の風況観測塔において自動録音装置を用いて観測を行うことで、飛翔状況を把握することにしました。

No.	意見の概要	事業者の見解
22	海上を飛翔するコウモリ類の動態を把握するためには、前述の2手法が有効と考えるが、陸上からの音声調査でどのような予測を行うか、コウモリ類の超音波音声と機器（マイク）の録音範囲を加味して具体的に記述すること。	上述の通り、海上ブイを使用したコウモリ類の音声調査は実施しません。江島島内の風況観測塔において自動録音装置を用いて観測を行うことで、高度別の飛翔状況を把握し、江島海岸部、海上を任意調査することにより、機器の録音範囲内の利用頻度や活動時間などについて、整理いたします。
23	事業者は P369 の動物（陸域）「方法書以降における対応方針」において「方法書以降においては、対象事業実施区域及びその周囲に生息するコウモリ類の生息状況及び渡りを含む移動ルートを把握するとともに、重要な種及び注目すべき生息地への影響の程度を適切に予測できるよう現地調査地点を設定した」と述べているが、本意見（2から6）の手法を用いずに、たった1地点の風況観測塔の高所1か所からで記述された「方法書以降における対応方針」が実現できるわけではない。極めて無責任な方針と言わざるを得ない。「渡りを含む移動ルートの把握」、「重要な種」、「注目すべき生息地」をどのように確認するのか具体的に記述すること。	高高度を飛翔するコウモリ類の観測は、高い高度で観測できる風況観測塔へのバットディテクターの設置が適当であると考えております。対象事業実施区域周囲の遠見岳の風況観測塔において観測を行うことで、対象事業実施区域及びその周囲の「渡りを含む移動ルート」を含むコウモリの飛翔状況を把握することができると考えております。また、2018年10月以降に平島の風況観測塔における高高度調査の実施も準備を進めています。 「重要な種」についても、当該地域における既存資料及び高高度調査において確認された周波数帯からある程度の種を推定することは可能と考えております。 「注目すべき生息地」については、風況観測塔における高高度調査の結果を鑑みた上で、船舶任意調査を実施し、コウモリの営巣地又は営巣に適した環境の有無について調査を実施すること検討致します。
24	再生エネルギーの導入・普及は図るべきと考えますが、洋上風力発電の環境影響については十分に解明されていない点があると指摘されているので慎重に検討していただきたいと思います。長崎県知事からの事業実施に伴う海生生物（ブリ・タイ・イセエビ等）への影響については、専門家等の意見を踏まえ、適切に調査及び予測・評価を行なうことという意見に対して具体的な見解を示していただきたいと思います。 専門家へのヒアリング結果として、藻場は稚魚の生育場として重要である。天草地域から平戸地域等、内湾と外湾を季節問わずサメ・エイ類・フグ類等が江島、大立島、平島辺りを南北方向に回遊していることは分かっているが、回遊経路などは分かっている。今まで調査されていない海域であるため、魚類の生態を調査し、配慮すべき場所を確認することが望ましいが具体的な方法は現段階では不明と述べられていることには、どのように対応されるのかお聞かせください。 また、風力発電設置のため流速・流向が変わり今まで生息していた種がいなくなることも考えられることや風車の水中音が魚にとってどのような影響があるのかは未知であるとの指摘にはどのように対応されるのかお聞かせください。	洋上風力発電施設の建設にあたっては、環境影響について慎重に検討して参ります。ご指摘の長崎県知事意見につきましては、方法書に記載のとおり、風車基礎等の造成時に発生する水の濁りや水中騒音による海生生物への影響、施設の使用による生息環境の変化、稼働に伴う水中騒音による海生生物への影響について予測・評価を行うこととしております。具体的な予測・評価方法については、第6.2-1表(3) 専門家等からの意見の概要に記載しております調査時期、調査地点及び調査手法等により現況調査を実施し、その結果に基づいて予測・評価致します。 回遊魚につきましては、専門家等へのヒアリング結果のとおり、回遊経路などが分かっておらず、又、地元漁業者へのヒアリングも実施しましたが、地元漁業者でもどの辺りが回遊経路か分からず、配慮すべき場所を確認することは難しい状況です。現段階においては現況調査により確認された魚類の生態特性などは既存資料を参考に配慮すべき場所の検討を行い、さらには、専門家等へのヒアリングも踏まえて対応することとします。 流速・流向については、「銚子沖の洋上風力発電に係る環境影響調査」（風力エネルギー利用シンポジウム、平成26年）において、風車基礎の北東側近傍の地点を含む3調査地点において、事前（現況）と稼働中（供用時）の流向・流速を調査した結果が示されています。これによると、流向・流速頻度分布及び恒流成分について、事前と稼働中の結果に明瞭な変化はみられていません。流速・流向については、既存資料又は類似事例等により予測・評価を行うことを検討しております。 風車の水中音による影響につきましては、一部の魚の聴覚域値が研究により分かっていることから、水中音の現況調査結果から工事中又は風車の水中音の影響を予測いたします。

No.	意見の概要	事業者の見解
25	海域に生育する種については、改変による生育環境の変化に伴う影響が生じる可能性がある。また、注目すべき生育地についても事業実施想定区域内の一部に藻場が含まれることから、注目すべき生育地（藻場）が一部損失及び逸失する可能性があるとして予測するとの指摘に対して、適切に予測し必要に応じて環境保全措置を検討するとありますが、それによっては、事業計画の見直しや変更はあるのでしょうか。	現況調査結果に基づいて、注目すべき生育地（藻場）への影響が及ばないよう配慮した事業計画を策定しますが、一部損失及び逸失することが予測される場合には、環境保全措置を講じるとともに、配置計画などの検討を行います。
26	海域に生息する動物の状況について、文献その他の資料及び専門家等へのヒアリングにより調査し、事業実施想定区域内の各種の生息環境の有無を整理したとあり、予測結果を基に海域に生息する動物の重大な影響の回避又は低減が将来的に可能であるかを評価したとあるが、理解しがたいので具体的に述べていただきたいと思います。	配慮書段階では、文献その他の資料調査及び専門家等へのヒアリングにより当該海域に生息する動物の状況を把握し、その結果に基づいて重大な影響の有無について予測評価しております。配慮書段階では現地調査を実施しておらず、また、計画熟度が低いため、詳細設計に基づいた予測はしておりませんので、今後、現地調査を実施し、その調査結果に基づき、海域に生息する動物に影響が及ばないよう配慮した風車の配置等を行うこと等の環境保全措置を講じることで重大な影響が回避又は低減できる可能性が高いと考えております。

3. その他

No.	意見の概要	事業者の見解
1	計画段階配慮事項の選定の結果として、本配慮書においては、工事中の影響を検討するための工事計画等まで決まるような熟度でないものの、方法書以降の手続きにおいて実行可能な環境保全措置を検討することにより環境影響の回避又は低減が可能であると考え、工事の実施による重大な環境影響を対象としないこととしたとありますが理解しがたいので、配慮書と方法書以降の手続きの違いを具体的にお聞かせください。	以下に、環境アセスメントの各手続きについての説明を記載することで、配慮書と方法書以降の手続きの違いをお示しします。 【配慮書】 事業の早期段階における環境配慮を図るため、事業の位置・規模等の計画の立案段階において、既存資料などから事業による環境影響を予測、比較し、環境の保全について適正な配慮をすべき事項について検討を行い、その結果をまとめることです。 【方法書】 配慮書で検討した結果を元に、どのような項目について、どのような方法で環境アセスメントを実施していくのかという計画を示したものです。 【準備書】 方法書で選定された項目や方法に基づいて、調査・予測・評価を実施します。この検討と並行して、環境保全のための対策を検討し、この対策がとられた場合における環境影響を総合的に評価します。この調査・予測・評価を実施した結果を示し、環境の保全に関する事業者自らの考え方を取りまとめたものです。 【評価書】 事業者が、準備書に対する環境保全の見地からの意見を有する者、都道府県知事等からの意見の内容について検討し、必要に応じて準備書の内容を修正したものです。

日刊新聞に掲載した公告

- ・長崎新聞
- ・西日本新聞（長崎版）
- ・西日本新聞（佐世保版）

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、(仮称)西海江島洋上風力発電事業 環境影響評価方法書」を縦覧し、説明会を開催します。

一、事業者の名称 ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社
 代表者の氏名 代表取締役 中川 隆久
 事務所の所在地 〒一〇六・〇〇三・一一
 東京都港区六本木六・二・二一
 六本木ヒルズノースタワー十五階
 (仮称)西海江島洋上風力発電事業
 風力発電所設置事業
 発電設備出力最大二十四万七キロワット
 長崎県西海市崎戸町江島の沖合
 長崎県西海市

二、対象事業の名称 種類 規模
 三、対象事業実施区域 四、関係地域の範囲 五、縦覧の場所・時間
 長崎県庁県政情報コーナー、西海市役所本庁、西彼総合支所、西海総合支所、大島総合支所、崎戸総合支所、江島出張所、平島出張所、松島出張所
 ※いずれも、土・日・祝日を除く開庁時

電子縦覧 <http://www.jre.co.jp/news/>
 期間 平成三十年九月四日(火)から
 平成三十年十月四日(木)まで

六、意見書の提出 環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所、氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けておられます意見書箱にご投函くださるか、平成三十年十月十八日(木)までに問い合わせ先へ郵送ください(当日消印有効)。

七、住民説明会の開催を予定する日時及び場所
 一、開催日時 九月二十五日(火)九時三十分から
 江島公民館(長崎県西海市崎戸町江島一四七五)
 二、開催日時 九月二十五日(火)十三時から
 平島公民館(長崎県西海市崎戸町平島八三〇・一)
 三、開催日時 九月二十六日(水)十時から
 崎戸中央公民館(長崎県西海市崎戸町蠣浦郷一六四五)
 四、開催日時 九月二十六日(水)十三時から
 大瀬戸コミュニティセンター
 (長崎県西海市大瀬戸町瀬戸瀬浦郷二二二二)
 ※江島、平島は悪天の場合、延期いたします。

八、問い合わせ先 ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社
 事業開発本部 洋上風力開発部(担当)岩澤、志賀
 〒一〇六・〇〇三・一一 東京都港区六本木六・二・二一
 六本木ヒルズノースタワー十五階 電話〇三(六四五)四九〇〇

自治体広報誌への掲載

「広報さいかい」9月号掲載

まちの話題

ほけんといふく

へんりの情報

きょうしつへの広場

西海江島洋上風力発電事業 環境影響評価方法書の縦覧 および説明会の開催について

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社が、西海市崎戸町江島の沖合において計画している風力発電事業に関して、環境影響評価に係る調査、予測および評価の手法をとりまとめた「環境影響評価方法書」を次の通り縦覧しております。

また、事業および方法書の内容についての説明会を次の通り開催いたします。

縦覧書類
(仮称)西海江島洋上風力発電事業
環境影響評価方法書

縦覧場所

西海市役所本庁・西彼総合支所・西海総合支所・大島総合支所・崎戸総合支所・江島出張所・平島出張所・松島出張所

(土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分)

左記アドレスの事業者ホームページでも縦覧いただけます。

<http://www.jec.co.jp/news/>

縦覧期間

9月4日(火)～10月4日(木)

意見書の受付

環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見書に氏名、住所および意見をご記入のうえ、締切日まで

に意見書箱にご投函頂くか、以下の問い合わせ先への郵送により受付いたします。※意見書および意見書箱は縦覧場所に設置しております。また、意見書は事業者ホームページよりダウンロードが可能です。

締切日

10月18日(木)

※郵送の場合は、当日消印有効

環境影響評価方法書に関する説明会 (日時および場所)

日時
9月25日(火)9時30分～

場所
江島公民館

(西海市崎戸町江島1475)

日時
9月25日(火)13時～

場所
平島公民館

(西海市崎戸町平島8301)

日時
9月26日(水)10時～

場所
崎戸中央公民館

(西海市崎戸町蟻浦郷1645)

日時
9月26日(水)13時～

場所
大瀬戸コミュニティセンター

(西海市大瀬戸町瀬戸榎浦郷2222)

※各会場とも一時間半程度

※江島・平島は悪天の場合、延期いたします。

問い合わせ先

〒106-0003
東京都港区六本木6-2-31
六本木ヒルズ・スタワー15階
ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社
事業開発本部
担当 岩澤、志賀
03-6455-4900

「労働相談」のお知らせ

県では、労働条件や労使関係など、労働問題全般について、働く方、経営の方、どちらからのご相談にも応じています。

賃金・退職金や労働時間、解雇・退職、労働条件の切り下げなどのトラブルでお困りの方は、お気軽にお問い合わせ、お立ち寄りください。

相談は無料、秘密は厳守します。

職員による労働相談

祝祭日を除く月曜日から金曜日
午前9時から午後5時45分まで

弁護士による特別労働相談(無料)

祝祭日を除く毎月第4水曜日
午後1時30分から3時30分まで

長崎県佐世保労働相談情報センター

佐世保市木場田町(商工労政課内)

電話相談は、フリーダイヤル
0120-783-369(携帯可)

または、直通電話
0956-125-8110

お家に未登録の象牙はありませんか？

環境省では、国内にある象牙の在庫を把握しようとしています。所持しているだけであれば違法ではありませんが、登録されていない象牙を売ったりあげたりするのは違法です。未登録の象牙をお持ちの方は、まずは下記までご連絡を！(※全形を保持した象牙のみが登録対象。印鑑やアクセサリーなど象牙製品は登録対象外です。)

なお、所有者死亡による近親者への相続は違法になりません。ただし、その後販売等をする場合にはあらかじめ登録が必要です。

また、象牙以外の国際希少野生動植物種の登録も受け付けています。

2019年6月頃より、象牙を含む国際希少野生動植物種の規制をさらに厳しくすることを検討しています。

連絡先 象牙在庫把握キャンペーン事務局

☎03-6659-4660(土日祝日を除く10時～17時)

当社ホームページ掲載内容

○平成 30 年 9 月 4 日（火）より、当社ホームページに掲載



HOME > ニュース > ニュース 2018

2018年9月4日 **事業**

「（仮称）西海江島洋上風力発電事業 環境影響評価方法書」の縦覧について

当社は、環境影響評価法に基づき、「（仮称）西海江島洋上風力発電事業 環境影響評価方法書」（以下、「方法書」）を平成30年9月3日付で経済産業大臣に届け出るとともに、長崎県知事及び西海市長に送付しました。

方法書について、下記の要領にて縦覧し、説明会を開催します。

方法書の縦覧について

（1）縦覧場所	長崎県庁県政情報コーナー、西海市役所本庁、西彼総合支所、西海総合支所、大島総合支所、崎戸総合支所、江島出張所、平島出張所、松島出張所
（2）縦覧期間	平成30年9月4日（火）～平成30年10月4日（木）
（3）縦覧時間	土・日・祝祭日を除く開庁時

インターネットによる縦覧

方法書は平成30年10月4日（木）まで閲覧することができます。なお、印刷及びダウンロードはできません。

※Windows10、Internet Explorer11及びAdobe Acrobat製品（正規品）で、且つ当社のwebサイト上でのみ閲覧可能となっておりますので、ご注意ください。

> ニュース 2018

> ニュース 2017

> ニュース 2016

> ニュース 2015

> ニュース 2014

> ニュース 2013

【電子縦覧】

■方法書

表紙目次 PDF

第1章	事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	PDF
第2章	対象事業の目的及び内容	PDF
第3章	対象事業実施区域及びその周囲の概況	
	3.1 自然的状況	PDF
	3.2 社会的状況	PDF
第4章	計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果	PDF
第5章	配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解	PDF
第6章	対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	PDF
第7章	その他環境省令で定める事項	PDF
第8章	環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	PDF
	要約書	PDF

意見書の提出について

方法書について環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、氏名、住所及びご意見をご記入のうえ、以下のいずれかの方法で意見書をお寄せください。

(1)縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函（平成30年10月18日（木）まで）

(2)当社宛に郵送

〒106-0032 東京都港区六本木6丁目2番31号六本木ヒルズノースタワー15階
ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社 事業開発本部 洋上風力開発部宛
（平成30年10月18日（木）当日消印有効）

意見書用紙 PDF

(1)縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函（平成30年10月26日(金)まで）

※当初予定は10月18日(木)まででしたが、10月5日(金)～10月12日(金)までの間、意見書箱が設置されておらずでしたので、10月26日(金)まで延長しました。

説明会の開催について

会場	日時
江島公民館（西海市崎戸町江島1475）	平成30年9月25日（火） 9時30分～
平島公民館（西海市崎戸町平島830-1）	平成30年9月25日（火） 13時00分～
崎戸中央公民館（西海市崎戸町郷浦郷1645）	平成30年9月26日（水） 10時00分～
大瀬戸コミュニティセンター（西海市大瀬戸町瀬戸郷浦郷2222）	平成30年9月26日（水） 13時00分～

※時間は、各会場ともに1時間30分程度です。

※江島、平島は悪天の場合、延期いたします。

お問合せ先

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社
事業開発本部 洋上風力開発部 担当：岩澤桃子
電話 03-6455-4900
（土・日・祝祭日を除く、午前9時から午後5時まで）

お 知 ら せ

「(仮称) 西海江島洋上風力発電事業 環境影響評価方法書」を次のとおり備え付けておりますので、ご覧ください。

1. 縦覧期間

平成30年9月4日(火)～平成30年10月4日(木)
(土・日・祝日及び閉庁日は除きます。)

2. 縦覧時間

開庁時

3. 閲覧用紙の記入

方法書をご覧になられた方は、恐れ入りますがご意見の有無にかかわらず、備え付けの用紙に住所・氏名をご記入の上、ご投函ください。

4. 意見書の受付

「(仮称) 西海江島洋上風力発電事業 環境影響評価方法書」について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、備え付けの用紙のご記入欄に意見の理由を含めてご記入の上、意見書箱にご投函頂くか、下記住所までご郵送願います。

○受付期間 平成30年9月4日(火)～平成30年10月18日(木)まで
(郵送の場合は、当日の消印有効です。)

○送付先(郵送の場合)

〒106-0032

東京都港区六本木6-2-31 六本木ヒルズノースタワー15階

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社 担当: 岩澤 宛

○記載事項

- ①氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- ②意見書の提出の対象である方法書の名称
- ③方法書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により意見の理由を含めて記載してください。)

※方法書及び要約書は下記 URL でも公表しています。

<http://www.jre.co.jp/news/>

以上

お 知 ら せ

「(仮称) 西海江島洋上風力発電事業 環境影響評価方法書」の意見書箱を次のとおり備え付けております。

1. 設置期間

平成30年9月4日(火)～平成30年10月26日(金)

(土・日・祝日及び閉庁日は除きます。)

注) 設置期間は、10月18日(木)まででしたが、10月5日(金)～10月12日(金)までの間、意見書箱が設置されておりませんでしたので10月26日(金)まで延長いたしました。

なお、「(仮称) 西海江島洋上風力発電事業 環境影響評価方法書」は縦覧期間(10月4日(木))を過ぎておりますので設置しておりません。

2. 時間

開庁時

3. 閲覧用紙の記入

方法書をご覧になられた方は、恐れ入りますがご意見の有無にかかわらず、備え付けの用紙に住所・氏名をご記入の上、ご投函ください。

4. 意見書の受付

「(仮称) 西海江島洋上風力発電事業 環境影響評価方法書」について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、備え付けの用紙のご記入欄に意見の理由を含めてご記入の上、意見書箱にご投函頂くか、下記住所までご郵送願います。

○受付期間 平成30年9月4日(火)～平成30年10月26日(金)まで
(郵送の場合は、当日の消印有効です。)

○送付先(郵送の場合)

〒106-0032

東京都港区六本木6-2-31 六本木ヒルズノースタワー15階

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社 担当: 岩澤 宛

○記載事項

- ①氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- ②意見書の提出の対象である方法書の名称
- ③方法書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により意見の理由を含めて記載してください。)

以上

「(仮称) 西海江島洋上風力発電事業 環境影響評価方法書」

閲覧及びご意見用紙

ご住所

ご氏名

「(仮称)西海江島洋上風力発電事業 環境影響評価方法書」について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、本書に必要事項をご記入のうえ、縦覧場所に設置しました意見書箱にご投函ください。

恐れ入りますが、閲覧のみの場合は、ご住所・ご氏名のみをご記入、ご投函ください。

平成 年 月 日

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins or other markings on the paper.

注1：本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取扱います。

2: この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ (A 4 サイズ) の用紙をお使い下さい。